

議事日程(第3号)

平成26年9月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第1号 平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第8号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第9号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 認定第10号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第15 議案第15号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第16 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

日程第17 発議第1号 沖縄の基地負担軽減を図るための決議について

日程第18 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 認定第1号 平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 認定第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第5 認定第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第6 認定第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第7 認定第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第8 認定第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第9 認定第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第10 認定第8号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第11 認定第9号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第12 認定第10号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第13 議案第13号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第16 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第17 発議第1号 沖縄の基地負担軽減を図るための決議について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 中村 和江君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君

公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	升谷 高広君			
会計管理者兼会計課長	……………				松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） おはようございます。9月5日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が2名でありますので、通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。私は、防災対策の充実強化について質問させていただきます。

今年、3月14日未明、伊予灘を震源地とするマグニチュード6.2の地震が発生しました。本町では震度4が測定されております。地域によっては、山鳴りがしたり、墓石が倒れたり、棚の物が落ちたりしたけど、幸いに大きな被害に至りませんでした。しかし、これを契機に防災対策の充実強化をさらに図るべきだと思います。

町民の皆さんから、町内全域に防災行政無線が整備されていながら、「この地震による津波の心配はありません」、「今後の余震の発生が予想されます」、「十分な警戒をお願いします」といった津波や余震情報等が伝達されなかったのは、防災無線及び職員体制の不備があったのではないかという内容の問い合わせがいまだもって住民からあります。

また、防災対策本部を設置しなければならないのに設置されなかったことについて、報道機関から非難されてる自治体があります。伊豆大島での土石流災害では、避難勧告を発令しなければならぬのに、発令しなくて、死者、行方不明者が多数出ております。先月の広島土砂災害で、防災用サイレンが作動しておらず、住民への防災情報が迅速に伝わっていなかったことが判明しております。また、誰の指示に基づいて作動されるのかが曖昧だったと言われております。

本町での防災対策本部の設置基準、避難勧告、避難指示の発令基準、そして、地震や台風等の大規模災害が発生した場合や発生するおそれがある場合には、町職員が全力を挙げて対応しなければなりません。被害を最小限に抑えるためには、特に災害発生が予想される前段階と災害が発生した初期の段階での素早い初動対応が非常に重要になります。こうした状況での町職員が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるような万全な備えについて、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

次に、消防庁では、東大震災において多くの消防団員が亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、通知により、「津波災害時の消防活動・安全管理マニュアル」の作成を推進しております。

被災地の消防団は、みずからも被災者であったにもかかわらず、各種応援隊が引き上げた後も最後まで活動し、その活動は水門等の閉鎖、不明者の捜索、御遺体の搬送、安置など、住民の生命・安全を守るために実にさまざまな活動に献身的に従事していました。しかし、当時多くの消防団員が活動中に犠牲となっております。

津波災害時において地域の安全を確保する消防団が活動していくためには、消防団員に対する安全対策が極めて重要であります。特に、本町では海岸を有しており、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を早急に策定し、消防団員の安全対策に取り組むべきだと思いますが、安全対策マニュアルの策定状況についてお尋ねいたします。

災害は忘れたころにやってくると昔から言われていますが、この最近は忘れる間もなく、頻繁に災害が発生しております。私の住んでいる地区にも自主防災組織が結成されており、災害時一人も見逃さない見守り連絡網があります。3月14日の地震の際、特にひとり暮らしの方や幼児の方々の避難、安否状況の確認等、連絡網で行うべきかどうか迷いました。結局、真夜中での地震であり、大きな被害もないようなので、安否確認等はいりませんでした。あのとき、真夜中で迷惑になっても、連絡網が十分に機能できるのかやってみるべきだったと今は思っております。日頃から避難訓練等を幾らやっても、実際の災害のときに訓練が生かされなかったら自主防災の役割は果たせません。本町の自主防災組織率は100%達成していると県へ報告されております。しかし、実際には、実効性のある自主防災組織率は20数%足らずであります。このような状況であり、町議会の防災対策特別委員会においても、実効性のある自主防災組織率の向上を図るべき、取り組みを積極的に行っております。

自主防災組織は、住民が地域ごとに団結して町ぐるみで自主的に防災活動を行うための集まりです。大規模な災害が発生した場合、消防署など防災機関だけでは十分に対応できない可能性があります。このようなとき、住民が協力して、地域ぐるみで取り組むことが重要になります。近い将来、南海トラフに巨大地震の発生が予想されており、実際に発生したら、町役場、消防署、

警察署等の各職員、署員をはじめ地域の消防団員だけでは十分な災害への対応は難しくなります。阪神淡路大震災や東日本大震災では、救出された人たちの多くは近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されております。

終わりに、本町においては、災害が起きたとき、一人も被害者を出さない災害に強いまちづくりに取り組んでいますが、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

吉田議員さんは、まさに周防大島町の防災対策の一番の責任者であった時期もありまして、平成16年の10月の合併から平成20年の3月までは、まさに周防大島町の初代の総務課長として、まさに防災対策の一番の責任者として、周防大島町の防災対策の充実に大変な御尽力をいただいた方のございまして、しかしながら、平成20年の3月に御退職されましたが、それから後、約6年半、7年ぐらい経過いたしました。それから後も、まさに、防災対策には次々と新しい充実策が出ており、相当、当時とは、また充実したものになっておるのではないかというふうな気もいたしておるところでございますが、今、御質問の防災対策の充実強化についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、今年3月14日未明に発生いたしました地震の対応について、防災行政無線での住民への周知徹底と職員体制についての御質問にお答えをしたいと思います。

本町の防災行政無線では、昨年「広報すおう大島」、町の広報でございますが、この10月号に掲載をいたしております。震度5弱以上の地震発生時に緊急地震速報をお知らせするといったしておりますが、御質問のとおり、3月14日発生地震につきましても、本町の震度は4であり、津波の恐れや被害もないということから、防災行政無線を使用して防災情報を放送することは行っておりません。

この防災行政無線でございますが、合併後、いち早く、全町内に、町内全域にこの防災行政無線を整備をするということが合併後の一番の大きな課題で、そして、なおかつ一番大きな取り組みでございました。これが平成21年の9月1日に新しくできました防災行政無線を全面運用開始し、これは県下でも非常に珍しいといえますが、先進的な全ての所帯の各戸に戸別受信機がついておるといふ防災行政無線でございます。先般のここの周防大島町の防災訓練でも、柳井広域消防長が講評でも申しいただきましたが、この管内でも唯一戸別受信機がついておるといふ防災行政無線でございます。非常に防災情報の伝達には大きな威力を発揮するものだというふうにお褒めをいただいたところでもございます。

それですから、まさに、この防災行政無線も整備はされておりますが、どのようなマニュアルで運用するのかということにつきましては、地震があれば全て放送するというわけじゃなくて、

まさに震度5弱以上の地震発生時には、この速報を放送させていただくということにいたしておるわけでございます。

また、職員体制につきましては、「警報・津波注意報発表時の対応マニュアル」ということが定められておまして、このマニュアルに基づきますと、今回の震度4の地震に対する職員の配備体制でございますが、第2警戒体制ということになりまして、関係部局職員の出務は、このマニュアルでは17名というふうになっておりますが、この地震を自覚し、そして自発的に出務した職員を含めまして、合計37名の職員が出務をいたして、情報収集を行いました。

しかしながら、震度5弱以上の地震発生時につきましては、昼夜を問わず、防災行政無線などにより緊急地震情報をお知らせするとともに、災害対策本部を設置し、必要に応じ防災行政無線を使用し、その後の防災情報の放送や情報の収集についてを対処してまいるということになっております。

2番目の防災対策本部の設置基準についてのお尋ねでございました。

この防災対策本部の設置基準につきましては、これは防災対策本部ではなくて、町のほうでは、災害対策本部の設置基準というふうになっておりますので、これは多分同じ意味合いだろうというふうに思っております、災害対策本部の設置基準について御報告をさせていただきたいと思っております。

気象災害につきましては、本町に大雨、洪水、高潮の警報が発令され、台風の上陸が明らかであるとき、あるいは前線が停滞し、先行雨量、その他の状況から設置が必要と認められる場合など、町内に相当規模の災害の発生が予測される場合や、先程申し上げましたとおり、震度5弱以上の地震の発生、警報の有無にかかわらず、町内の局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲の状況から必要と認められる場合も災害対策本部を設置をいたすことにしております。

また、その他の災害につきましては、町内に大規模な災害または爆発が発生した場合や、有害物、放射性物質の大量の放出、または多数の方の遭難を伴う船舶等の事故、その他重大な事故が発生し、必要と認められるときにも災害対策本部を設置いたします。

次に、避難勧告、避難指示の発令基準についてのお尋ねでございました。

避難勧告、避難指示の発令につきましては、本町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に従い、各災害別の判断基準を参考に、今後の気象予測や巡視情報等からの報告を含め、総合的に判断して発令をいたします。

例えば、土砂災害の場合は、具体的な基準を申し上げますと、避難勧告につきましては、土砂災害警報情報が本町に発令されたとき、土砂災害危険箇所の巡視において、斜面の亀裂、擁壁や道路等にクラックの発生が確認されたとき、同一区域内で住民の方々から小規模の崖崩れの通報

が複数あったとき、これらが避難勧告の発令の基準でございます。

次に、避難指示につきましては、土砂災害警報情報が本町に発令されたとき、そして、近隣で土砂災害による人的被害、もしくは住家の半壊以上の被害が発生したとき、また近隣で土砂移動現象、山鳴り、斜面崩壊の前兆現象が確認されたとき、これらの基準を参考に、これが今避難指示の基準でございます。これらの基準を参考に今後の気象予測や巡視情報からの報告を含めて総合的に判断し発令をいたしますが、まさに空振りを恐れず、早めの発令を必要とすると考えておるところでございます。

次に、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合、また、警戒発令時における町職員の対応についての御質問でございました。

災害が発生した場合は、災害の規模により、それぞれの対応が必要と考えております。小規模な災害であれば、関係各課や各総合支所で対応が可能と思われませんが、大規模な災害におきましては、職員はもちろんのこと、地域の自主防災組織、消防、警察や災害応援協定締結者等、さらには自衛隊等の派遣要請も必要と考えております。

また、災害が発生する恐れがある場合は、警報発令時における町職員の対応については、「警報・津波注意報発表時の対応マニュアル」により、各警報・津波注意報や地震などの発表により、関係各課及び各総合支所の職員をそれぞれの部署に配備し、関係機関と情報・状況等を共有しながら対応してまいります。

次に、実効性のある自主防災組織率の向上への取り組みについての御質問をいただきました。

今後、発生が予想される南海トラフ地震や毎年各地で発生している大雨等の災害から町民の生命、財産を守るため、普段から十分な対策を講じておく必要があります。しかし、大規模な災害が発生すると、交通の阻害、同時に多発する火災等の対応から、公的な防災関係機関の活動能力は著しく低下し、救援が期待できない状況になることも予想されます。初動段階におきましては、自らの身は自分で守るという自助、地域ぐるみで防災活動を行うなど、地域の皆さんの協力体制のもとに組織的な取り組みをする共助が大変重要となってまいります。実効性のある自主防災組織を目指し、平成24年度から周防大島町自主防災組織認定要綱が施行され、平成24年度25組織、25年度17組織、今年度が8月末現在で9組織、合計51の組織を認定いたしております。避難訓練、防災に関する勉強会、初期消火訓練など、地域に合ったさまざまな訓練を実施しております。

また、昨年度から防災に関する知識、技能を習得していただき、自主防災活動の活性化を図るために、自主防災組織の代表者を対象といたしました自主防災組織リーダー研修会を開催するなど、町といたしましては、より多くの自主防災組織結成を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、私がいつも申し上げておりますように、どのような災害が起きようとも、この周防大島町から一人の被害者も出さないという取り組みでございしますが、ここについての御質問もいただきました。

まずは、災害が発生しそうな状況につきましては、防災関係機関からの情報を防災行政無線等を通じて町民の方にお知らせし、総合的に判断して避難勧告や避難指示を発令したいと考えておりますし、先程もお答えいたしましたとおり、どのような災害においても被害を少しでも小さくするためには、自助である災害への備え、そして共助である地域の支え合いが必要不可欠でありまして、自主防災組織への支援を継続し、公助と連携した自助と共助による、自らの身は自らで守るという、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の絆と防災力強化の取り組みをより一層進めてまいりたいと考えております。

合併後、平成21年度から旧町ごとに順番に防災訓練を実施いたしてございまして、平成24年度からは、巨大地震による大津波を想定した避難訓練を行っております。御存じのとおり、今年9月14日に大島グランドで実施をいたしまして、2,000名以上の方々に御参加をいただきました。久保議長を初め多数の議会議員の皆様方にも見学をいただいたところであります。

また、今年3月の山口県地震・津波防災対策検討委員会が公表いたしました南海トラフ巨大地震の被害想定では、本町の人的被害は死者が最大で71人と想定され、そのうち67人が津波によるものですが、地震発生後、避難を開始すれば、幸いにも本町までの最高津波水位到達時間は最短で2時間49分であり、高台への避難が可能と考えております。

土砂災害による死者につきましては1名、建物の倒壊による死者は3名と想定されておりますが、建物の耐震化を図るため、本町では、毎年広報等でお知らせのとおり、地震災害対策の一つとして、木造住宅耐震改修補助事業を実施をいたしてございまして、一定の要件を満たしていれば、耐震診断を無料で受けられますし、耐震改修補助事業では、耐震改修工事に係る費用の3分の2を、最大60万円を限度に国・県・町が補助するという事業でございまして、町民の方々に御利用いただくよう、一層啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災では活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となっており、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況についての御質問でございました。

まず、消防団員の皆様方には、昼夜を問わず、町民の生命・財産を守るため、献身的な御努力御協力をいただいておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございまして、

さて、本町の消防団活動・安全管理マニュアルにつきましては、今年の1月に策定し、既に全消防団員に配布をいたしてございまして、このマニュアルは、周防大島町消防団として行う全体の活動及び各地域を管轄する各分団の活動について、その方針、内容、安全管理等の一貫性を図り、組織の充実強化や消防防災思想の高揚等を資することを目的といたしてございまして、津波災害時

の消防団活動・安全管理マニュアルにつきましても、マニュアルの中に具体的に記載をいたしているところがございます。

以上、御質問にお答えいたします。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 広島市では、先月二十日未明、局地的に一時間に100ミリを超える豪雨となり、土砂崩れや土石流が発生して、多数の住宅がのみ込まれ、生き埋めになるなど死者74名出ております。ここに、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に対して深くお悔やみを申し上げます。本町においても気象条件が備わっていれば、広島の土砂災害と同様な災害が発生する可能性があります。この度の豪雨災害では、災害が起きた後に特別警報が発令されております。メールや行政無線で注意を呼びかけた時点で避難勧告をしていたら結果は違っていたかもしれません。

本町では、空振りになっても早目早目の対応が災害時に一人の犠牲者も出さないためには、地域防災計画において、避難勧告、避難指示の発表発令基準を見直すお考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 避難勧告や避難指示の発令基準の見直しについてでございますが、今のところ、特にそれを見直して、全ての災害について、すぐに避難勧告、避難指示を出すということでは、なかなか対応できないのではないかと考えておりますし、当然、何らかの基準をもって避難勧告なり避難指示は出すべきだというふうに思っておりますが、今現在マニュアルが定めておりますこの避難勧告、避難指示について、特別、これが遅きに失するというふうなものではないというふうな認識をいたしております。

これから、今までの、今、吉田議員さんがおっしゃられた、これまでに起こったような災害とは別の新しい災害の形態、特に局地的な集中豪雨のことをおっしゃるんだろうと思いますが、そのようなことが各地域で多発をいたしております。そのようなことになると、特に、警報とかとは別に、気象情報等の収集により、ここにもですね、「気象情報の収集により、そして総合的に勘案し」というふうに書いておりますので、これらを活用し、そのような恐れがある場合には、できるだけ早く適切に避難勧告、避難指示は出していきたいというふうに思っておりますし、今、御指摘がありましたように、まさに、国のほうも、県のほうも、この空振りを恐れるということが、何か最近合言葉になっているようでございますが、反対にですね、いつもかつも避難勧告が出とったんじゃ、それは余りにもあれと思いますが、いずれにいたしましても、適切な正確な情報収集と、そして、それに対応する避難指示、避難勧告ということになるかというふう

思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 防災対策につきましては、執行部と議会は車の両輪のごとく取り組んでまいらなければなりません。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、吉田芳春議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私は、今回の一般質問、4点にわたり通告しております。

まず最初が、核兵器廃絶に力を尽くそうという呼びかけであります。

来年は被爆70年の年であり、NPT再検討会議が開かれる年であります。

私たちは、前回の再検討会議前後して、町長初め議長及びいろんな方々から600筆を超える「すみやか」署名、これを国連に提出しました。また、実行委員会形式での平和の美術展やコンサートを取り組む。不十分ながらの取り組みでありましたが、核兵器廃絶、戦争のない平和社会の実現、これの草の根からの連帯の一定の役割を果たした、いうふうに考えております。

周防大島町としては、非核自治体宣言の町、そしてまた、平和首長会議参加の自治体にふさわしい反核平和の運動を強めるよう提起する、いう立場で質問を通告しております。ぜひ、答弁を求めておきたい、いうふうに思います。

2点目、これは急傾斜地指定地域の日常的（安全対策、見回りの強化を）という通告であります。

災害対策は地方自治体の大きな役割の一つであります。どちらかという、今までは、東南海・南海地震を中心に、海の高潮、そのほかがテーマになっておりますが、今回は、急傾斜地指定地域の日常的安全対策の必要性について認識を質問します。

ややもすると、これは県の主導とか、いろんな言い方があります。そして後の部分も、県という言い方になるかもわかりませんが、実際的には、日常的な県との連携、これが必要であるという立場から問うものであります。また、町独自の施策についても、やっぱり必要ではないかというふうに思います。

3点目、竜崎温泉の指定管理料の大幅引き上げについて質問します。

これは、さきの議会の議員全員協議会において、竜崎温泉については、燃料費の高騰、これが一つです。そして二つ目として、消費税の引き上げによる、いわゆる消費不況。このことによる営業困難を理由にして、26年度以降の指定管理料の引き上げ、これが議会のほうに全協の中で言われました。しかし、私は、議会の同意を得るのは、私は不十分ではないかという立場で質問

をします。改めて詳しい説明資料、これは議会のほうに提出を求めるとともに、その他運営が厳しい動向について質問をするということになっております。先程机についたら、一応指定管理料の24、25の対比表が出ておりました。しかし、それでもまだ十分ではないということを考えておりますので、そのところを答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、4番目としては、医療費無料化、現在小学校6年生まで所得制限なしのいわゆる制度がありますが、この制度を中学校卒業するまで医療費無料化の実現を求めるというものであります。

また、保育料の一子目からの保育料の無料化の実現、これを提起するものであります。この中身といえば、今、周防大島町にとって、一番の課題が次代を担う子供たちをどう育てていくのか。これが私は大きなテーマだというふうに考えております。それからすれば、かなり本格的な取り組みをしないと、現在の状況はなかなか出ないのではないかというふうに思っております。県内でも二子目からのいわゆる保育料の無料化、これは一定程度進んできたのではないかというふうに考えておりますし、医療費無料化もかつては旧大島で、小学校3年生まで無料という制度がありました。その当時としては県内で初めてでした。そういう中で、今回小学校6年生までそれを引き上げるよう努力を求めるという立場であります。ぜひ答弁のほうを求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの4点の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、「核兵器廃絶に力を尽くそう」ということについての御質問でございました。

我が国は、世界で唯一の核被爆国でありまして、世界の核兵器廃絶に向けて行動する責務がありますが、冷戦後の現在におきましても、なお、世界各地で武力紛争が繰り返されており、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威は高まりつつある現状でございます。

平和をつくり出すために、広島・長崎が受けた悲劇を二度と繰り返されることなく、世界中の皆さんが安全で文化的な生活を送れますよう「核兵器のない平和な世界」の実現に向けて、町といたしましても、「核兵器廃絶平和のまち宣言の町」として、また「平和首長会議」への加盟や、昨年度は県下で最初に「日本非核宣言自治体協議会」へ加入をいたしましたところございまして、今後も引き続き、核兵器廃絶の啓蒙や啓発に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度は中止となりまして参加することができませんでしたが、平成23年度からは、毎年、山口県ピースアクション実行委員会主催の「やまぐちピースフォーラム」に参加をさせていただき、子供たちや皆さん方とともに平和の大切さ、命の尊さを改めて痛感をいたしておるところでございます。

9月6日に開催されました、「第40回山口原爆死没者追悼・平和式典」では、原子爆弾の犠

性となられました方々の御霊に対しまして、謹んで、哀悼の誠を捧げ、今なお、被爆の後遺症に苦しんでおられる皆さん方に、心からお見舞いを申し上げた次第でございます。

来年は、被爆から70年目という節目の年でありまして、5年に一度の核兵器不拡散条約運用検討会議がニューヨークの国連本部で開催されることとなっております、「核兵器のない世界」を実現するための取り組みが、さらに前進するものと期待をする次第でございます。

本町におきましても、引き続き、広島で戦争のない平和な社会づくりなどの平和学習を盛り込んだ体験型修学旅行の誘致などを推進し、今後も、私はもちろんのこと職員も含めまして、町民の皆様と連携し、未来を生きる子供たちのために、核兵器廃絶に、また、世界恒久平和の実現のために、各種運動の参加に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「法指定の急傾斜指定地域の日常的な安全対策、見回りの強化」ということについて御質問をいただきました。

県からは、急傾斜地崩壊対策施設等については、定期的に点検を実施しており、急傾斜地崩壊危険区域の範囲や、県知事の許可を要する行為については、標識・標柱等で周知を図っていると伺っております。

また、地元や町役場等から情報提供があったときは、職員が現地を確認し、区域内の安全確保に努めているところであります。

町といたしましては、区域内の崩壊防止施設等については、県の管理ではありますが、住民等からの情報提供があった場合は、速やかに職員が現地に出向き、状況を確認し、その後、県職員に同行いたしまして、現地で立会し、安全確保ができるよう要望いたしておるところでございます。

防止施設等も老朽化してる施設もだんだん出ております。町といたしましても、今後も劣化等を確認した場合には、県に対しまして、迅速な対策を要望してまいりたいと考えております。

3番目に、「竜崎温泉の指定管理料の大幅引き上げ」についての疑義があるということで御質問をいただきました。

竜崎温泉潮風につきましては、平成19年6月より公募による指定管理者制度を導入いたしておりまして、現在、来年度からの4期目の指定管理者の公募を行っているところであります。

その間の管理料につきまして申し上げますと、平成19年度から21年度までの1期目が、これは利益が出る施設というこの認識から、指定管理者の提案によりまして、年額約400万円の納付金をいただいております。次の平成22年度から23年度の2期目は、納付金、指定管理料ともゼロということで、この2期目は行っております。

そして、平成24年度から平成26年度までの3期目でございますが、前指定管理者の収支状況を勘案いたしまして、年額920万円の指定管理料、そして、現在公募中の4期目ございま

すが、平成27年度から29年度の4期目の指定管理料は640万円増額の年額1,560万円といたしてるところであります。

年額640万円の増額理由でございますが、先の全員協議会で御説明をいたしましたとおり、原油価格の高騰による燃料費の上昇及び消費税率改正に伴う光熱水費等の維持管理経費の増額等によるものでございます。

御指摘の、議会に対し「詳しい説明」、そしてまた、資料の提出を求めるということでございましたが、現在、募集期間は終了いたしておりますが、募集の際に指定管理料の算出根拠は公表いたしておりません。先程お配りしておりましたのは、これは公募をするときの資料でございます。

申請者を審査する選定委員会が、10月以降に開催する予定でありまして、算出根拠を選定委員会の前に公表することも、公平な審査に支障を来す恐れがあるため、詳しい資料につきましては、現段階での公表は控えさせていただきます。

今後、選定委員会にて審査し、指定管理者の候補者の選定が終わりましたら、12月定例会におきまして、指定管理者指定議案の提出の際に、算出根拠とした資料の提示を行う予定といたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、お配りしております資料は、募集要項に添付した過去2年間の収支の内訳でございますが、この内訳の中にはレストランの収入とか、または人件費、または料理等の仕入れ額、これらは含まれておりません。それはなぜかといいますと、これは、まさに今指定管理を受けている会社の経営状況を表す項目でありまして、そしてまた、次に応募する方であれば、その応募者が独自に試算をし、そして、自由に損益を設定できるという数字であるため、非公表として公募いたしておるものでございます。

運営が厳しい動向についてとの御質問でございますが、その要因の一つとして、利用者の減少が考えられます。利用客数は、平成19年度の11万6,000人をピークに、平成23年度は8万2,000人まで落ち込みましたが、昨年は9万2,000人となり、徐々にではありますが、増加傾向にあるということでございます。

減少した要因といたしましては、平成23年に上関町へ鳩子の湯、平成24年には光市に三島温泉と、近隣市町に類似の温泉施設ができたことが影響してるのではないかというふうに思っております。

また、この上関町、光市の両施設とも指定管理者制度を導入しておりまして、竜崎温泉と同様に指定管理料を支出して運営を指定管理しているという状況から考えましても、このような温泉施設につきましては、施設の利用料金の収入のみでは、なかなか採算が厳しい施設になってきたのではないかというふうに思っておるところでございます。

竜崎温泉を含むこれらの温泉施設は、それぞれ施設の規模とか、または浴槽の数に違いはありますので、必ずしもその比較は難しいと思いますが、これを指定管理料の額のみで比較することは難しいと思いますが、参考までに、鳩子の湯の指定管理料は年額1,000万円、三島温泉はオープン時の新聞報道であります、2,000万円の見込み額に対して1,300万円の指定管理料で応募されたというふうに新聞で見えておるところでございます。

さらに、先程も御説明させていただきました、原油価格の高騰や消費税率改正等によります施設の維持管理経費の大幅な増額が、竜崎温泉の運営を一層厳しくしている要因であるというふうに考えておりました、そこで今回公募に当たりまして、指定管理料の増額を決定したということでございます。

4番目の質問でございますが、「医療費無料化の中学校卒業まで無料の実現をすることと保育料の一子目からの無料の実現について」という御質問をいただきました。

本町の乳幼児及び児童の医療費無料化につきましては、山口県で最初に小学校1年生から6年生までの医療費を無料化した、ちびっ子医療助成事業と県の制度であります福祉医療・乳幼児医療助成事業における一部負担金の、一部負担金が発生することになったんですが、この一部負担金の助成事業によりまして、0歳児から小学校6年生までの医療費につきましては、所得制限を設けずに完全無料化を実施しているところでありまして、県内でも非常に先進的な取り組みであるというふうに思っております。

また、保育料の軽減対策につきましては、従来の町単独による保育料の軽減に加えまして、多子世帯の保育料等の軽減事業に加え、そしてまた、これに加えまして平成25年度からは保育所に同時入所2人目以降無料化事業を実施し、要するに何人保育園に入園されておっても、1人分しかいただかないという軽減対策でございまして、次に国のその1人目の部分でございますが、国の保育料の徴収基準に対しまして、計算、試算してみますと、約49%の軽減を行っているというふうになっておるところでございます。

このことは、昨年度行いました子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査におきましても、保護者の皆さん方や、また、子ども・子育ての会議の委員さんからも非常に高い評価をいただいているところであります。

広田議員さんの御質問の医療費の中学校卒業までの無料化と保育料の第一子目からの無料化の実現についての御質問をいただきましたが、平成27年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな子育て制度がスタートいたすことになっております。

町といたしましても、この少子化対策とか、または定住対策としての子育て支援の充実は、大変最重要課題の一つであるというふうに認識はいたしております。そこで中学生までの医療費の無料化や第一子目からの保育料の無料化についてでございますが、この二つの事業につきまして

は、まさに恒久的な財源の確保の見通しが非常に重要となっておるわけでございまして、この恒久的な財源の確保の見通しが本当にできるのかどうかということを慎重に検討しているところがあります。

また、保育所同時入所2人目以降無料化事業は、まさにちょうど1年半前でございますから、平成25年度から実施をしたばかりでございまして、これは皆さん方からも評価をいただいておりますが、今の御質問のように、1人目も無料にしたらどうかという御質問でございますが、ちょうど今始まったばかりの制度でございまして、医療費も保育料もすべて本当に無料化がいいのかどうかということもまああります。私とすれば、この今始まったばかりのこの制度とは別に、別の形での子育て支援についてどのような形ができるのかというふうなことにつきましても、研究してみたいというふうにございます。これはまさに将来を担っていただく子供さんが非常に少なくなっておるといふ、この状況から考えますと、やはり子育て支援は何らかの形で、よそにないような新しいメニューを考えてみたらどうかということも今研究をしておるところでございます。

それと、もう一つは、やはり本町の将来の財政見通しを十分に見極めた上で、これらの判断もしてまいりたいというふうにございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点目、「核兵器廃絶に力を」という呼びかけに対する町長の答弁に対して、再質問という格好になろうかと思えます。

まず1点が、町長言われるように、私もいわゆる自治体としての非核自治体宣言、そして、町としてのいわゆる「平和首長会議」参加ということは、積極的に町長のほうに呼びかけた立場から、もう一步上げてほしいという願いから質問通告している状況です。といいますのが、私、今年の8月6日の核兵器廃絶世界大会広島に参加してきました。その中で特に強調されたのが、核の傘からどう理論的に打ち破っていくのかが一つです。そしてまた、もう一つの柱が、いわゆる草の根から、周防大島町で言えば、周防大島町の地域からどうこの核兵器廃絶の願いを具体化していくかということが、同8月6日の大会で言われました。

そういう中で、私が思うのは、いつも言うのは平和コンサートや、そして絵画の美術展、それぞれ資料や友好団体はあります。例えば、前回やったのはいわゆる平和主張会議のパネルを借りて、そして、平和行進実行委員会のパネルを借りて、文化センターで平和の美術展、これをやりました。これは結構子供たちからすごい反応がありました。そしてまた、コンサート、これもなかなか難しいんですが、それなりにやってきたという状況です。

そういう中で、今度は、それまではどうしても教育委員会後援という格好で進めてきたんです。

実際的に進めてきたのはね。今度は周防大島町主催の平和の美術展や平和のコンサート等をダイナミックに取り組んでみたらどうかという提起であります。平和の美術展については、同年私たちが平和実行委員会研修で行った、いわゆる平和の美術展の年、ちょっと前に、庁舎のちょっと入り口のところでちょっとやっちゃったというのは認識しておりますが、もっとダイナミックな平和美術展なり、いわゆる平和コンサートなりを周防大島町が主催してやったらいかがでしょうかという提起なんです。その点について答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 核兵器廃絶の再質問でございますが、既に周防大島町としては取り組みは行っておるが、さらにもう一步進めてほしいという御質問だと思います。

そこで、今年の8月6日の広島での平和の会にも参加はいただいたそうでございますが、まさにその核の傘から外れるかどうかということも大きな問題でございますし、もう1点の草の根の運動をもっと進めてはいかがかという御質問でございました。コンサートとか絵画とか平和美術展とか、色々その実行委員会を立ち上げていただきましてやっていただいておりますことも承知しておりますし、それらにつきまして、教育委員会のほうから講演もさせていただいておるといふのも過去に何度もあると思っております。

そして、今の御質問はこの教育委員会の講演だけではなくて、町が主体的に主催者となってアクションを起こしてはどうかという御質問だと思います。これまでもいろいろな団体で、この平和のため、核兵器廃絶のためだけではなくて、いろいろな場面場面で各実行委員会の皆さん方が立ち上げて、実行委員会を立ち上げて、そしていろいろな取り組みをいただいております。これらについて町が主体的にという御質問がございましたが、できるだけ各この実行委員会を立ち上げ、そして、そのような取り組みに非常に熱心な方々の集まりがまず主体的に動いていただいて、それについて町がその後援なり、また応援できることについてはやっていきたいというのが、これまでの町のスタンスでございます。特に、この分野だけについて町が主体的にというよりも、むしろこれまでそれで特に余り問題があったというふうにも認識をいたしておりませんし、町がやったらドラスティックにもっと大胆にやるのではないかというお言葉でございますが、町といたしましても、町がやるから予算がどんどんつけられるというものでもないと思っておりますし、できるだけそのような本当のこの思いのある方がまず実行委員として実行委員会を立ち上げていただき、そして、それに町も協力をさせていただくというのが今のスタイルがいいのではないかというふう感じておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今の答弁はそれなりに漸進的に捉えておきたいというふうに思います。

といいますのは、今合併10年ということでいろんな取り組みをされております。その中で、非核自治体宣言とか平和都市参加なんかは、合併して初めて実態があらわれた状況なんですよ。だからこの動きをぜひ大切にさせていただきたい。それで、やっぱり後援なりを積極的に、いろんな団体がありますから、当然町は取捨選択しなければならないというふうに考えておりますが、問題がない限り、ぜひとも積極的な対応を求めておきたいというふうに思います。

次に移ります。災害対策の急傾斜地関係でございます。

今周防大島町の中に、実際的にはどのぐらいのいわゆる民家があるのかということで、事前に数字がつかめれば報告を求めたいということをやるとききました。それは若干古いから、その中は逆に少のうなっちょることが多いと思いますが、その意味に立って答弁を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 急傾斜地におきます保全人家戸数の数字というふうに承っておりますので、その数字をここで報告させていただきます。

まず、旧町単位でまずしますと、久賀地区で急傾斜地の箇所が12カ所で117戸、そして、旧大島地区で15カ所の176戸、東和地区で30カ所、601戸、橘地区17カ所で301戸、合計74カ所、計1,195戸というふうな数字になっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的には、かなり今、74の1,195ということで報告されましたが、実際的にはかなり逆に倉庫化されたり、実際的にはかなり住んでいる家が少なくなっているのが現状じゃないかな、都市部と違いますから、かなり少なくなっているんじゃないかなというふうに思われます。それにしても、実際的にはかなり危険箇所だというふうに私は認識しております。

といいますのが、今のようなゲリラ豪雨、いつどこでどんだけの量が降るかもわからないというような、盛んにマスコミがそういう言葉を使っておりますが、そういうところからそういう状況を加味すると、実は非常に危険な箇所がいっぱいあるんじゃないかなというふうに私は考えております。特に事例としては、昨年ちょっと協議しましたが、指定地域で本来なら法に基づいて建てるべき屋敷が、法を無視して建っちゃったということによって、建てたほうが上からの土砂にやられたという状況があったということは、既に協議済みじゃろうというふうに思いますし、県ともいろいろ調査させていただきました。そういうふうな不幸な、それは基本的にはそこに家を建てたが住んでない地域だったので、人的被害はありませんでしたが、それにしてもトラブル

になると。やっぱり今の時期においては、人的被害もどうさることながら、やっぱり財産を守るという立場からすれば、急傾斜地対策は仮に主導的な内容は県であったとしても、先程見回り、県と協議しながら進んで、その後県とも見回りするんだということを答弁されましたが、ずんずん県も実は職員数が減りよる実態があるんです。その辺も加味して実際的には対応していかんにやいけんのじゃないかと、これが私の急傾斜地での安全対策、まず一番目じゃないかというふうに考えますが、その点でぜひ積極的な対応が必要じゃなかろうかというふうに思いますので、それが1点です。

それともう一つ、昨日の新聞に実は出ておりましたが、県が前倒しして行うという事業です。新聞によりますと、実はレッドゾーンの指定を1年前倒ししてするというので、全19市町の指定を終える当初計画を16年度までの完了に変更すると。これをこの県議会のほうに債務負担、財源は債務負担行為で行うんだということが、きのうの新聞に載っていました。それで県の全市町の土砂災害計画区域、約2万4,000カ所を中心に、より危険性が高いと判断した地域でレッドゾーンの指定を進めるということで記事になっておりました。それで実際的には急傾斜地とのかかわりは未定ですが、実際的にそのイエローゾーンやらレッドゾーン指定ガイドもかなりこまめに見ていかんと、かなり難しいんじゃないかなというふうな急傾斜管理です。夜中にどさつときたり朝方どさつときたら、それはもう大変な状況が推測できるんで、その点についてそういう部分、いわゆる県が債務負担行為を起こして、実際的には、これはもういわゆる調査項目みたいなもんです、金額が狭いからね。だけど、やっぱりきちんと対応していくことが必要ではないかという点で、再度、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今、広田議員さんの積極的な対応という御質問でございます。産業建設部の建設課が急傾斜地の所管をするかというふうに思っております。一応その急傾斜地については、県のほうがもう事務担当が法律で決まっております、その中の急傾斜地の概要を申し上げますと、先程町民の生命、財産を守るのは当然のことでございますが、この急傾斜地に崩壊による災害防止に関する法律ということによりますと、当然、まずは人命が第一というふうな法律の趣旨がそこがございます。だから、まずは人命を第一に守るためにいろいろな施策をするんであって、その財産はというわけではないんですけど、まずは第一は生命を守るというような趣旨の法律でございますので、その辺の全て何と言いますか、急傾斜地の法指定による対応というのはなかなか、その法律だけでは難しい場合もあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今、広田議員さんの、新聞報道で1年前倒しという御質問ござい

ますが、これにつきましては、土砂災害防止法に基づきます土石流、あるいは地滑り、それから崖崩れ、この3種の土砂災害の恐れがある箇所の危険区域の指定ということでございます。

現在、土砂災害の警戒区域、イエローゾーンとして周防大島町におきまして686カ所の指定がされております。これについて特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われる部分ですけれども、これの指定につきましては、県のほうが、予定では周防大島町につきましては26、27で調査し28で指定しようという予定がありますけれども、これが山口県全体で1年前倒しをということで取り扱っていかうという新聞報道だったというふうに、私ども認識しております。

ですから、これも県が指定すると言いますか、調査を行い、レッドゾーンの指定を行うという作業が今後行われるということでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ぜひ、先程から災害全般についても議論がされました。さきの人の議論でですね。それで実際的には私のほうは、今回、山の部分で取り上げて行いましたが、やっぱり大事なところは、法律によったら県が、いわゆる取り扱うことであるが、いわゆる大もとの町、町ですね、直接的にやっぱり携わる周防大島町がきちんと対応していくことが、私は大事だというふうに考えております。

かなり今、総務部長が答弁をしたように、周防大島町のイエロー区域が600を超えていますということで答弁がされましたが、別にイエローゾーン、レッドゾーンだけではなく、全く指定されていないところが、例えばこの間の広島、これ新聞報道で見ると、どっちとも指定されていないというところで、あんだけの事故が起こったということが言われておりますので、この点でも町長のほうで答弁をやっぱり求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まず、急傾斜のことでございますが、地区指定が74カ所で保全戸数が1,195というのが今部長から報告がありました。まさにこれは急傾斜地の崩壊対策事業を行うために指定をやっておる地区のことでございます。当然まだその指定がされていない地区というのがたくさんあるわけでございます。

ただ、この指定だけをさきにするというのは非常に事業の性格上、難しいと言うことで、当然その警戒区域、このあれですね、急傾斜地崩壊防止のその地区指定をすると、当然何らかの対策をしなければなりません。しかしながら、対策が全くできないという、不可能だということも当然あるわけございまして、だから今、ここに、先程申し上げました74カ所でいいのかというのは、当然まだまだたくさんのその急傾斜地域として対象になる地域があると思います。ただ、それは、ただいつでも、全てをそれ指定するだけ指定したら今度はあとは対策は何もできていな

いというのは、それも困るわけで、当然その地区地区の状況を見ながら、その崩壊対策事業を行うと同時に今指定をすると同時に行うというふうなことでありますので、ちょっと74というのは今、少ないんじゃないかということもありましたが、まさにそういう事業の流れからして、さきに指定をしておくわけではないということを御理解いただきたいと思います。

もう一点の、その土砂災害の警戒区域とか、またはまだその特別警戒区域が指定されていないということですが、先般からの新聞報道で、今言われるように、早目にそのレッドゾーンの指定をしなければならないと。県下でもまだレッドゾーンができたのは5つじゃったかね、5市町しかできていないんで、当然県はそれを急いでやらなければならないということになっておりますが、いずれにしてもいろいろ問題はあるようでございます。

そして、この特別警戒区域が指定されたから全部対策が済むというわけじゃなくて、むしろその指定がされたら、そこをどういうふうにして守るのかということが一番大切なことだろうと思いますので、ぜひとも私たちはその土砂災害警戒区域や、さらにまた今から指定されるであろう特別警戒区域については、いかにその住民の皆さん方が一番近くにおるわけですから、そこから早く情報を仕入れて、そしてその情報を早く住民に周知する、そして避難をしていただくというふうな流れをきちんと確立することが一番必要なんだろうというふうに思っております。

そのためには町の職員が手をこまねいているというわけではなくて、きちんとした見回りもしますが、そのきちんとした見守りがこれだけの面積を全て職員だけで網羅するというのは非常に地理的にも難しい部分があります。

まさに、地域の皆さん方からの情報が一番大切なものになるんだろうというふうに思いますし、またそういう情報を早く現地確認し、そして早く、先程の吉田議員さんからもありましたが、避難勧告とか避難指示に結びつくような形にしなければ、実際の実効性のあるその防災対策にならないだろうというふうに思っているところでございまして、そのようなことをぜひとも進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に入りたいというふうに思います。子育て支援について入りたいというふうに思います。

私のほうは、今の周防大島町の状況をどう克服していくのか、差し向け定住促進を課題として、若者定住促進が非常に今後とも必要ではないかということで、今まで一般質問においては、住宅についてこの場で質問をしてきました。

当然、実は私の知り合いが東和におって、それで柳井よりは条件、子育て条件がいいですよと。言うて、教えて、にもかかわらず、何で出るかと言うと、住宅やったんですよ。いわゆるそういう施設が差があるということで、残念ながら出てしまったという実態があります。

私は、周防大島町の中で通勤圏構想、今、企業誘致と言っても実際的には困難です。困難なことを私は言うつもりはありません。安定的な企業がどう誘致されるかというのが非常に困難な状況ではないかという立場に立って、やっぱり1つは、通勤圏でやっぱり若者をどう増やしていくのかという対応が非常に大事ではないかなというふうに考えているんです。

それで最初に、今まで最初に住宅問題を取り上げました。今回取り上げたのは、それじゃあ給料が安くても、例えば周防大島町は都市部よりは給料は安いですよ。しかし、子育て条件がよい、住宅条件がよい、通勤時間もそれほどかからないという状況下なら住めるんですよ、実際に。まだまだこの大島に若い者が定着できるというのが、私の考え方です。

他の皆さん方とちょっとずれちよるかもわかりませんが、そういう中で、今までどっちかという、給料が安定したところ、例えば役場の職員、そして銀行の職員、そして農協、そして学校の教員らが一定程度職場を占めていたというふうに考えております。

そうじゃなしに、今みたいな時代は、やっぱりそうは言うても、どうにか岩国・柳井圏域なら、ここに住んで通えるよ、なおかつ条件がいいんだよ、ということのをです外に向かって打ち出していく必要があるんじゃないかと、外に向かってです。中で宣伝じゃなしに、外に向かって打ち出していく必要があるんじゃないか。

そういう中で、一つは、医療費無料化から入りたいと思いますが、町長は、かなり自信を持って医療費無料化の部分で、小学校6年生まで医療費無料化をやちよるのは先進なんだという言われ方をしました。

じゃが、全国の自治体から見れば、実は先進ちゅうほど威張れるもんじゃないと、町長自身が調べてあるかないかは別にして、例えば小中学校まで医療費無料化をしちよるところは多々あるわけですよ。それが実際なんですよ。どうにかして、いわゆる将来のその町を支える子供たちを安定的にやっていくのが大事だからです。

そういう意味で、私は、よく基金のことを述べます。補正後の基金が47億円、すごいこれは額です。大体岩国がその倍ですが、人口から言ったら全然違いますからね。80億円ちょっとですか、岩国の基金がね。財調だけです。財調だけで47億円ちゅうのは、かなり子育て支援に使える財源になる、これが町長は、分からんでいいんですが、私はそういう認識なんです。

そういう中で、私自身はやれやれじゃなしに、推計もしてみました。例えば、今小学校6年生まで無料ということならば、幾ら抛出すれば、抛出というのはおかしいですが、新たな財源を組めばということですね。私自身は2,000万円もあれば、十分にいけるんじゃないかというふうに私は思っております。

だから、提起しよるんですが、町長並びに所管課はそういう推計は今までしたことありますか、その辺についてちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 子育て支援の御質問でございますが、まさに若者定住促進というのは、この周防大島町にとって一番重要な課題の一つであるというふうに考えておるのは、同じ認識だと思っております。

そして、若者定住促進を進めるためには、まさに住と職と言っておりますが、住むところとする仕事、職が非常に大切であるということでございます。

しかしながら、従来型の企業誘致というのは、この大島というハンディキャップのあるところではなかなか難しいというのは、皆さん方が既に御認識のとおりでございますが、しかしながら、これまでも大島大橋の無料化が平成8年ですか、実現した後は相当通勤圏の圏域が広がって、岩国・柳井圏域までだったら通勤できるのではないかと。済みません。東和町の先、東のほうはちょっと無理かもわかりませんが、この地域であったらそういうことが言えるということもあります。

しかしながら、その通勤圏域が拡大し、そしてなおかつこの大島の地域が子育てや住宅問題で非常に有利に働いておるということになれば、まさにここに住んで外で働くということが可能ではないかというのは御質問でございましたが、まさにそのとおりだというふうに思っております。

それで、まず住宅の問題なんです。まさに町営住宅は、ちょっと戸数は今詳しく覚えておりませんが、たくさんございますし、御存じのように、年4回ほど広報で町営住宅の公募を行っております。中には、公募をしても申込者がいないというような場所もございます。地域性のこともあるんでしょうが、そのようなことで、町営住宅につきましても、非常に殺到しておるという状況ではございません。

そして、移住者の数も相当たくさん出るようになってまいりました。

しかしながら、その方々のニーズを聞いてみますと、町営住宅ではなくて、古くてもいいから一戸建てとか、または古民家を改修してでも、そこに住みたいというような方がおるようでございますが、この古民家等または空き家の流通につきましては、非常に問題があるというのは、これは皆さんもよく御存じのとおりで、空き家はたくさんありますが、なかなか貸していただけないというのがたくさんあるのは、その原因は今ここで言わなくても御存じのとおりでございますが、なかなか空き家がたくさんあるにもかかわらず、住宅は確保できないという方がたくさんおられます。

そのようなことで、公営住宅も民間の住宅についても、いろいろ問題を抱えておる、課題がたくさんあるということでございます。

もう一点の子育てのための医療費の無料化とか、保育料の無料化ということでございましたが、保育料の無料化にはいろいろ試算もいたしておりますし、県内を初め、外の自治体の支援につい

てもいろいろ情報はとっておりますが、例えば県内のことで申し上げますと、まず医療費でいきますと、医療費が小学校卒業まで所得制限なしで無料化されておるといのは、まさにこの周防大島町と和木町と上関町なんです、実は、上関町と和木町は中学校まで確かに無料化になっております。

しかしながら、和木町は、中学生まで確かに所得制限なしで無料化になっております。上関町は、中学生までではありますが、所得制限はかかっております。そして、周防大島町の場合は、小学校卒業までですが、所得制限はかかっておりません。それを見ますと、県内では、この3つ、もう一つ岩国市が小学校卒業まで無料化なんです、実は、ここには所得制限がかかっております。

そういたしますと、あとはよくても小学校3年、そうでなければ未就学児までということがほとんどでございます、それでまあ県内の中では非常に先進的という言葉を使ったわけでございますが、あとの市町につきましては3歳未満児とか就学前とか、または光市のように高校卒業までは無料化としておりますが、実はそれは入院だけに限った無料化でございます、それらのことを言いますと、小学卒業まで完全に所得制限なしで無料化してるといのは、非常にまあ県内でこの近隣から言いました県内では非常に先進的な取り組みだというふうに思っております。

今おっしゃられましたように、全国ではどうかといいますと、ちよくちよくあります。まさに中学校卒業まで無料化しているというところもありますし、所得制限がかかってないというところも時々見受けられますが、ただ、大きな流れになってるといわけじゃとてもないわけでございます、そして私たちも少子化対策とか、または定住対策のためになっておるといふうにまさに考えておるわけでございますが、それは確かに中学校まで高校までということになれば、それはさらに喜ばれる施策であるといのはよくわかりますが、しかしながら、全てを無料化するのが本当にいいことなのかということも考えなければならぬというふうに思っているところでございまして、もう一つは、皆さん方御存じのように、この無料化の原資があるわけございまして、原資はまさに米軍再編交付金の基金を活用してやっておるわけございまして、今のところは交付金が平成32年までですか、一応見込めるということでやっておりますが、このようにある程度財源が確保できておるといのが、非常に私たちは財源的にも安心した形でできるというふうに思っております。

そして、中学生までを是非ともということでございますが、これにつきましてはもう少し財源の確保と、もう一つ、町の財政状況を見ながらということでございますが、今おっしゃられましたように、基金は十分あるじゃないかということでございますが、基金の話になると、またちょっと話が長くなりますが、当然、今の交付税がどんどん削減されるという時代になってまいりましたし、そこらを考えますと、ただ、今、財政調整基金が47億円になったというだけをもって、

これを全て無料化するというのはいかかなものかというふうに思っておりまして、もう少し慎重に考えなければならないというふうに思っております。

そして、これともう一つは、保育料のことでございますが、保育園に行く子供たちの保育料は全て無料にするということが果たして本当にいいのかどうかというのはちょっと考えなければならないというふうに思っておるんですが、実は保育園に全員が全部、生まれた子供が全て全員が保育園に行っておるというわけではないわけです。

そういたしますと、生まれたお子さん方に子育て支援ということは、例えば生まれた子供さんたち全てに対して子育て支援をするべきじゃないかという考え方をもちますと、保育料は2人目からは無料にしますが、1人目については有料でお願いしますよ、それも50%カットしてますよ、そしてまたそれとは別に生まれた子供さんたちにはこういう子育て支援をしますよというような新しい子育て支援の研究をしてみたいというふうに思っておりますので、これは新年度の予算のときの話なんですけど、そのようなことも今いろいろ試算をいたしておるところでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。この子育て支援が定住対策につながっておるという認識は、私も同じでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 大体2分ぐらいです、私の計算では。それで、実際的に町長も子育て支援についても認識を新たな発想で、来年度予算を含めて考えていくということなので、是非考えていただきたいなというふうに思います。

あわせて、数字で言うと、余り好きではないんですが、町長の持つてる数字、いわゆる年度を基準にした出生人数、それと私が調べた、いわゆる1月1日から12月末、この数字がかなり差があるので、今日は触れません。いいんですが、私は1月1日を基点に調べさせていただきました。そうすると、大体400人で、100人まで生まれません。400人亡くなって、大体70、合併する前が大体最低でも100人ぐらい誕生しよったというふうに私は認識をしております。少なくとも合併時点より前ぐらいを目指して、それが実るように、ぜひ努力していただきたい、そのことを述べて一般質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 以上で、広田清晴議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。11時10分まで。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 認定第1号

日程第4. 認定第2号

日程第5. 認定第3号

日程第6. 認定第4号

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

日程第10. 認定第8号

日程第11. 認定第9号

日程第12. 認定第10号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

○議長（久保 雅己君） 日程第2、議案第1号平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についてと、日程第3、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでと、日程第13、議案第13号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第15、議案第15号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの14議案を一括上程し、これを議題とします。

9月4日の本議会において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、14議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、委員会を開催し審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十

分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分と認定第9号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、政策企画課関係では、ふるさと寄附金について、増額となっているが原因はとの質問に対し、全国的なブームに乗ったものと考えられるとの答弁でした。

定住問題は大きな問題であり、成果や方向性をどのように捉えているのかとの質問に対し、定住促進協議会のお試し暮らし体験等を経て平成25年度中に移住されたのは2名、移住希望者に対して、定住促進協議会の窓口では、「どなたでもいらっしゃい」との説明ではなく、島の状況や一定の収入がないと生活できないことを説明し、地に足をつけて生活できる方に地域に溶け込んで生活していただくと考えているとの答弁でした。

いろいろな施策を展開しているが、各施策を連携させた総合的な施策を展開しないと効果が出てこない。また、町の財政的な状況と国が地方創生の担当大臣を任命していることなどを考えると、今が定住対策に向けた総合的な施策を展開する時期であり、町内外に定住施策を発信することが大切であるとの意見がありました。

防災無線の個別受信機について、防災関係以外の放送がやかましいとの意見も聞くが、受信できる放送の変更はできるのか、音量を絞っていても災害時には強制的に大きくなるのかとの質問に対し、設定で受信できる放送は変更できるし、災害時には最大音量での放送となるとの回答でした。

次に、総務課関係では、周防大島高校の寮費補助は、野球部の生徒に限るのか、サテライン授業の受講生の人数はとの質問に対し、寮費であり寮に入っている生徒全員が対象である。サテライン授業等については、冬季学習12名、春季学習が4名との回答でした。

橋総合支所の設計について、プレハブを採用した根拠は何かとの質問に対し、工期短縮、経費節減のためとの回答でした。

防災備蓄倉庫を離島に設置しているが、以前設置されたものとの違いがあるのかとの質問に対し、基本的には同程度であるが、発電機が手動で掛けるものとなっているとの回答でした。

消火栓の格納庫の設置について、地元からの要望に基づくものか、また、要望であれば、全て対応しているのかとの質問に対し、地元からの要望に基づくものであり、年度内に間に合う要望には全て対応しているとの答弁でした。

次に、財政課関係では、ちびっこ医療費助成事業基金について、年度末基金残高が473万7,000円となっているが、今後の事業展開はとの質問に対し、平成26年度当初予算において再編交付金を財源として基金の積み増しを行っているとの回答でした。

次に、税務課関係では、町民税不納欠損額の調定額に対する割合はどの程度かとの質問に対し、12.16%であるとの答弁でした。

入湯税が対前年でマイナス49万2,900円、3,300人程度減となっているが、2つのホテルの状況はどうかとの質問に対し、双方とも同じように入湯人数が減少しているとの答弁でした。

次に、総合支所関係では、いろは旅館跡地の駐車可能台数及び利用目的はどの質問に対し、駐車可能台数は18台、うち身障者用2台。当面の活用として整備した駐車場の利用目的は、安下庄商店街利用者や農協利用者等のためとの答弁でした。

不法投棄を発見した場合の対応はどの質問に対し、支所としては担当である生活衛生課に連絡し、その後の対応は生活衛生課が行うとの答弁でした。

次に、教育委員会の総務課関係では、学校給食費の未納者数はどの質問に対し、3人との答弁でした。

学校教育課関係では、いじめと不登校の現状はどの質問に対し、平成25年度中に小学校で1件、中学校で7件のいじめがあったと把握しており、ほぼ解決している。また、不登校については、30日以上登校していない児童生徒が小学校で2名、中学校で12名であるとの答弁でした。

中学校の統廃合について、中学校の生徒数が300人以下になったら、再度、統廃合を検討するとの結論があったと思うが、現在の検討状況はどの質問に対し、平成21年4月に8校から4校に統廃合した際に、平成29年に中学校を1校に統合することを目指すとの結論が出ている。現在、教育委員会内部で今後の生徒数の動向を勘案し、検討を重ねている。教育委員会としては、今までの経緯を踏まえて、今年度中に考え方をまとめて、その後、保護者にアンケートを行うとか、議会に対して経緯の説明をするなどのことを考えておりますとの答弁でした。

社会教育課関係では、合併して10年、各施設の統廃合により、更に充実できるのではないかと意見も出てくると思われる。例えば、ハワイ移民資料館の場所が今の場所でよいと考えているのか、長浦が瀬戸内のハワイということで年間7~8万人の方が訪れるので、その周辺にあると入場者が増えると同時に、資料も生かされるのではないかと質問に対し、立地条件によっては入館者が増加することも考えられるが、今後議論が必要であるとの答弁でした。

文化交流センターの名称について、宮本常一先生の資料が充実しており、施設の名称を変更したらどうかとの質問に対し、昨年文化交流センター運営委員会でも同様な意見がありまして、今年度の委員会で協議いただく予定との答弁でした。

社会教育施設の運営について、それぞれが運営されており連携がとれていない。合併しているから、連絡調整を行って運営してはどうかとの質問に対し、現在のところ、旧町ごとの

配慮がどうしても必要となっておりますが、内部で検討して今後調整を図ってまいりたいとの答弁でした。

なお、契約監理課、会計課及び議会事務局の説明に対しては、特に質疑がありませんでした。

以上が、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての主なものであります。

次に、認定第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定に関しては、渡船航路の臨時職員の定年について、どのように考えているのかとの質問に対し、健康状態もあるが、渡船に限らず、臨時職員は70歳を目途としているとの回答でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） あの1点はですね、先程委員長が報告された教育委員会所管、いわゆるの中学校の合併問題についてであります。

中学校の合併問題については、私は、非常に慎重なる対応が必要だという立場であります。実際的に、委員会審議の中で慎重な取り扱いをとる立場からの質疑はあったかなかったのか聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つ、報告された中で、いわゆる宮本常一さんが、資料が置かれている国際交流文化会館ですか、それで、私から見ても、実は、宮本常一さんの名を出した交流会館のほうが、外から来る皆さん方にわかりよいんじゃないかなという考え方、今までも来た人を紹介したんですが、そういう意見も承っております。

そういう中で、例えば、補助金やら起債やら、私は当時、全然別町ですからわかりませんが、その関係でああいう施設になったんだということ、これは、聞いたような気がするんです。気だけね、わからんですが、その辺は議論の中身としてあったですか、なかったですか。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） お答えします。

中学校の統合については、慎重に行うようにという委員の意見でありました。

文化交流センターについては、委員の方から、宮本常一先生の展示品も多いし、名称を変えたらいいかという提案でございます。

それから、最後の質問のそういうあれはあったかっていうことですが、ちょっとお答えできません。（笑声）

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。総務文教常任委員長、お疲れさまでございました。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。民生常任委員長。

○民生常任委員長（魚谷 洋一君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行ない、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号並びに議案第1号及び認定第10号並びに議案第13号から議案第15号について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決及び認定すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号一般会計決算の福祉課関係では、委員より、久美保育所及び蒲野保育所の平成25年度末の児童数と職員不足により、賃金で非常勤を雇った人数はとの質問に対し、児童数は久美保育所が39人、蒲野保育所が13人である。非常勤は久美保育所が保育士5人、調理員2人、蒲野保育所が保育士1人、調理員1人であるとの答弁でした。

福祉タクシー事業について、障害者及び高齢者の交付状況はとの質問に対し、障害者が申請者数349人、発行枚数8,976枚、高齢者が申請者数1,213人、発行枚数1万4,556枚である。利用率は、障害者が45%、高齢者が50.49%、全体で48.39%であるとの答弁でした。

延長保育は保護者負担があるのかとの質問に対し、保護者の負担はないとの答弁でした。

健康増進課関係については、質疑はありませんでした。

次に、介護保険課関係について、委員より、町内のグループホームの施設数及び定員はとの質問に対し、7施設で、平成25年度の整備分を含め、定員90人であるとの答弁でした。

また、グループホームの整備計画はあるのか。整備は地域バランスを考慮するのかとの質問に対し、現段階では整備計画はない。各事業者の整備要望に対し、その計画が適正であるかで判断するものであり、地域バランスは特に考えていないとの答弁でした。

次に、認定第2号国民健康保険事業特別会計決算の税務課関係では、委員より、資格証明書の取り扱いについては、命にかかわる部分がある。医療費を全額負担するというのはもともと無理があり、ペナルティーでは済まされないという気がする。ぜひ、納付相談も含めて、慎重な取り扱い、対応をして、できるだけ資格証の発行を抑制していくという対応を求めているとの発

言がありました。

次に、健康増進課関係では、委員より、国民健康保険基金について、かつては国が医療費の何%かは基金の積み立てを行うようにということがあったが、最近の基金積み立てに対する国の考え方はとの質問に対し、把握している範囲では、現在のところ特に国の指示はないとの答弁でした。

また、平成25年度決算での基金残高は、5,000万円余りとなっている。合併後の周防大島町であれば、2億円から3億円の基金残高が必要ではないかと思うが、財政当局と議論はしていないのかとの質問に対し、特に財政当局と話をした経緯はない。平成25年度は預金利子の積み立てによる増額のみとなっているとの答弁でした。

また、委員より、国保世帯の減少に伴って、国保会計における基金のあり方、国保世帯の状況を色々な角度から分析していただきたいとの意見がありました。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計決算について、本会議の質疑にありました後期高齢者の医療費は全国で何位になっているのかについて、執行部より、直近の平成24年度のデータによると、1人当たりの医療費は、全国平均が90万7,497円、山口県が100万6,153円で、高い方から10番目である。全国平均と比較すると、金額で9万8,656円、率で10.9%高いとの答弁でした。

また、後期高齢者医療保険料の全国における山口県の順位はとの質問に対し、平成24、25年度の年間1人当たり平均保険料は、全国平均が6万6,828円、山口県が6万7,452円で、高い方から11番目であるとの答弁でした。

次に、認定第4号介護保険事業特別会計決算について、委員より、山口県内他の市町との介護保険給付費と介護保険料の比較についてとの質問に対し、平成24年度の資料により県内の市町と比較すると、年間1人当たりの介護給付費は、県内でも低い方であるが、平成24年度から3年間の第5期計画における介護保険料は県内でも高い状況である。なお、第5期計画の保険料は、高い上昇率であったが、平成27年度からの第6期の保険料は、第5期ほどの上昇とはならない見込みであるとの答弁でした。

次に、議案第1号公営企業局事業会計積立金の処分について、委員より、赤字が発生した場合の処理について、予算の組み方を含めて聞きたいとの質問に対し、平成25年度決算までは旧会計制度を適用するが、平成26年度以降は会計制度の変更により、減債積立金を取り崩して企業債の償還に充てる場合は、減債積立金が未処分利益剰余金として欠損金を処理できる勘定科目になる。今現在、減債積立金が約11億円あるので、赤字が出た場合は数字上使えるようになる。予算については、なるべく実状に見合った予算書を作成したいが、赤字予算を組むのは好ましくないため、必要不可欠な給与費等の費用・経費を積み上げたものと同等の利益で予算計上し、努

力目標としている。また、赤字を補填するための繰入財源がないため、仮に今後、一般会計から繰り入れるとなると、整合性をとらなければならないため、町当局と検討したいと思っていると
の答弁でした。

次に、認定第10号公営企業局企業会計事業決算について、決算の説明に先立ち、石原公営企業管理者から「経営の健全化」について報告がありましたので、その概要を御紹介いたします。

減価償却後の黒字化を目標にした経営改善策として、入院及び外来の医療収入を増加させることが最重要であると考え、具体的には、まず、入院患者及び外来患者の増加並びに入院単価及び外来単価を上げるよう努めます。そのためには、毎月各病院・施設長会議を開催し、経営状況について前月の例月出納検査の報告を行い、各病院・施設に改善を求めると共に、職員に現状を認識させ、さらなる努力を求めます。次に、優秀な医師を確保します。特に、眼科の手術に加えて常勤整形外科医を確保し、外科系の手術を増やします。不採算部門も多く抱えていますが、3病院、2老健施設、看護専門学校、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所を維持し、事業の運営が常に企業の経済性を発揮すると共に、その本来の目的である公共の福祉を増進するという法律の趣旨に従って、経営改善に全力を挙げ、親しまれ、愛され、信頼される組織となるよう職員一丸となって努めてまいりたいと思います。石原公営企業管理者からは以上であります。

それでは、質疑内容について報告いたします。

委員より、決算の審査意見書の中に、経営改善に向けた具体的な対応を早急に開始されたい。また、62億円の残高を有する施設整備基金は、経常的な赤字補填に消耗すべきではないなどと記載されているが、企業局としてどのような対応をするのか。また、どのような意見を持っているのかとの質問に対し、外部の有識者及び経営コンサルタントと今後の方向性を話し合う予定である。ただし、3病院、2老健、1看護学校を堅持の上で、いかに収入を増やし、いかに支出を減らしていくか具体的な目標を立てて、今後、経営改善を行っていく。施設整備基金に関しては、一般会計からの繰り入れにも影響するので、町当局との話し合いが必要になってくると思われる。また、毎月、施設長等会議も行っており、その中でも経営改善に向けて全職員で取り組んでいるとの答弁でした。

公立病院については、国の政策部分の影響を大きく受けると考えるが、どのような認識でいるのかとの質問に対し、看護基準でいえば、7対1だと1人の入院患者に対し、1日1万5,660円、当局のような15対1の場合、1日9,450円と、これだけで1日約6,000円の違いがある。この差をつけているのは国の制度ではあるが、そのままだと国も破綻してしまう恐れがあるので、厚生労働省も7対1を減らす改革をすると認識しているとの答弁でした。

老健は、ベッド数の関係で収入増は難しいと考えるが、3病院のあり方で収入増にするには、

職員の意識改革が最も重要と考える。医師1人で、どの程度の収入を見込んでいるのか。また、見込みを踏まえて、算出はどうかとの質問に対し医師1人に対して約1億円が見込まれるが、整形外科などは約1億5,000万円が見込まれる。

総合病院の入院単価及び診療科などでも異なってくるが、当局の場合は大体6,000万円から7,000万円で見込んでいるとの答弁でした。

次に、議案第13号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より職員の配置基準は、研修等はどこが行うのかとの質問に対し、職員の基準は国の基準どおり定めている、研修は県が行うとの答弁でした。

次に、議案第14号特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については質疑がありませんでした。

次に、議案第15号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、久賀地区で4年生以上の希望があるのかとの質問に対し、久賀地区は当初から3年生までと周知しているので、特にそのような要望は届いていない。時間の延長等の要望等はあるので、今後、検討していきたいとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員長お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） それでは、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査、経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は9月8日、委員5名出席のもと委員会を開催、審査を行いました。審査に当たりまして、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち、本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号について認定すべきものと決定をいたしました。

審査に当たりました順次に沿ってその過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、商工観光課関係では、認定第1号一般会計について委員より長浦・竜崎温泉の燃料費が

嵩んで経営的に苦しいと聞いているが、今回の決算でどのくらいのマイナスがあるのか、また、今後の見込みについてとの質問に対しまして、長浦については、指定管理料を含めたもので、約50万円の赤字となっている。竜崎温泉については本会議で答弁したんですが、入浴施設とレストランの部分のトータルでは赤字となっているとの答弁がありました。

高騰する燃料について、例えば、何十円増えたら町で補填するのかなどの何らかの方針を決めておかないと、竜崎温泉のような大きい施設では大きな被害となるのではないかと。そのあたりを平成25年度の決算を踏まえて、平成26年度も考えているのかとの質問に対しまして、昨年、長浦で燃料高騰の際、町の顧問弁護士と県の市町課へ照会した。費用補填については基本協定書によるリスク分担があり、物価の高騰分は指定管理者の負担と明確に書いてあり、顧問弁護士に相談したが、現段階では高騰分のリスク分担を超えて、町が払う状況ではないとの回答であった。

今後、燃料高騰により、経営が苦しくなることは望ましくはないが、今の燃料高騰では支援、指定管理料の増額等は困難と考えている。なお、今後、指定管理の公募時に燃料高騰に配慮した指定管理料を検討するとの答弁がありました。

委託業者に年齢制限を定めておかないといけないのではないかととの質問に対しまして、目安を70歳としている。業務内容の条件により、必ずしも、全ての方が70歳以下となっていないのが現状である。平成26年度からは、嵩山周辺清掃や管理と、庄南ビーチ清掃との管理は業務内容等の条件を示して公募しており、他の施設について、諸条件が整い次第、公募により選定していく考えであるとの答弁がありました。

また、委員より温泉3施設を管理する予算も厳しい中、例えば温泉施設を1つにするとか、ハワイ移民資料館と星野哲郎記念館をワンセットにするとか、そのように考えてはあるのかとの質問に対しまして、現在のところ、商工観光課では検討していませんが、今の観光施設の将来にわたって、全てを善良な管理をしていくことも困難と考えている。観光施設はいろいろなものがあるので、町内全体の将来構想のもと、住民、町議会、町執行部などで勉強、研究していくことも必要になると考えているとの答弁がありました。このほか、体験交流型観光推進事業についての発言がありました。

次に、農林課関係では認定第1号一般会計について、委員より危険ため池についての耕作放棄地に隣接しているため池の管理、指導はどのようにしているのかとの質問に対しまして、個人所有も含めると町内に約600カ所のため池が存在している。現在、全国一斉に調査中であるが、管理については使用していない池には水を溜めない。また、樋の栓を抜いて必要最低限の貯水にする等の指導を行っているとの答弁がありました。

移住者が農業をするときに優先的に耕作する地域等の設定はしているのかとの質問に対しまして、設定はしていないが農用地区域内での個人の土地の有効利用ということなので、最終的に優

良園地や条件のよい農用地が残ってくるとの答弁がありました。

集落のすぐ近くで耕作できなくなった農地の草刈り等を集落の人や第三者がする場合の補助はあるのかとの質問に対しまして、農地・水保全管理支払交付金では農用地とあわせて水路や農道の補修を行った場合が交付対象であり、農業者が対象の中山間地域等直接支払い制度事業でもあるとの答弁もありました。

また委員より、有害鳥獣捕獲にかかわる猟銃免許の所持者は大島全体に何人になったのかとの質問に対しまして、大島郡の猟友会会員は67名のうち、銃を保持している人が16名、罟の保持者が51名でありますとの答弁がありました。このほか、耕作放棄地解消支払い支援事業についての発言がありました。

次に、水産課関係では、認定第1号一般会計について、委員より漁具倉庫の使用料は1室幾らか。また今度、計画のある志佐地区の漁具倉庫の使用料は1室幾らかとの質問に対しまして、漁具倉庫の使用料は広さと建築した年などにより3通りある、5,250円、6,300円、1万500円がある。志佐地区の漁具倉庫については、まだ事業費が確定していないので金額は未定だが、1万5,000から2万円の見込みであるとの答弁がありました。

漁業を成業としている人数は大島で何人いるのかとの質問に対しまして、組合員数は統計資料としては出しているが、漁業専業だけではなく兼業もあるので、漁業を成業としている人数は把握は難しいとの答弁がありました。

また、委員より満潮時に水没してしまう離岸堤の効果と堆砂した離岸堤の内側のあさりの育苗は可能であるかとの質問に対しまして、離岸堤の背後に堆砂ができるのは効果が出ている表れであり、そこにあさりの放流、養殖を試みる価値はあると思われる。

また、離岸堤の機能は、たとえ水没していても潜堤のような役割も果たすので、一定の効果はあると思われるが設計の基準は年と共に変わってきており、後々、改良していくことを考えられる。また、離岸堤がない場所もあるので、整備することも優先をしているとの答弁がありました。このほか、ナルトビエイの有害生物についての発言もありました。

次に、建設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より道路維持費については総合的に見て各地区からの要望に対してどのくらい対応できているのかとの質問に対しまして、年度単位での対応も含め、おおむね9割程度は対応できているとの答弁がありました。

国道の草刈りについて県の対応は進んでいるのかとの質問に対しまして、国道、県道の維持管理について、通行に支障が出ているものについては県が対応し、除草、伐採について、年に1回程度行っているが支障が出る箇所もあるので、県に対して除草等を要望している。車道部までは、草木が伸びている状況については、非常に危険が伴うので、県に対して強く対応を求めていく。町道の草刈りについては、各総合支所に対応しているが軽微なものを除く高枝の伐採や河川の浚

渫については建設課で対応しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課関係では、認定第1号一般会計について質疑はありませんでした。

認定第5号簡易水道事業特別会計について、委員より収入未済額が年々増えている。一般会計からの繰入金を少なくするためにも収納率向上とあわせて適切な使用料を設定する必要があるのではとの質問に対しまして、4つの特別会計に共通することだが、現年の徴収率を上げることはもとより、滞納分の徴収についても税務課徴収対策班と連携、協力して引き続き収納率の向上に努める。

また、周防大島町は県内でも高い水道料となっており、適正な料金設定について地域状況の勘案をしながら、引き続き検討していくとの答弁がありました。

水道料の滞納徴収の状況はどの質問に対しまして、滞納徴収については生活状況等を勘案した分納相談を前提とした滞納徴収に努めていく。悪質な滞納者については、水道の給水も停止する場合もあるとの答弁がありました。

認定第6号下水事業特別会計について。委員より久賀・大島地区の公共下水道事業計画策定業務を行っているが、供用開始期間はいつ頃になる予定かとの質問に対し、平成26年度から平成47年度までの事業期間で、平成26年度の県代行事業で処理場及び管路の基本設計をしている。平成27年度以降、処理場や管渠の詳細設計、幹線管渠工事を行い、完了したところから面整備工事を行い、平成31年頃に完了したところから一部供用開始になる予定との答弁がありました。

久賀・大島地区の公共下水道の事業を計画しているが、公平性を保つために処理区域外に対する合併処理浄化槽の補助金の考え方とあわせて、人槽の軽減についてはどうかとの質問に対しまして、現在、下水道地区ではないところは、5人槽は33万2,000円の補助しかないが、今後、他市町の状況も踏まえて、上乘せを検討していく予定。人槽軽減については県知事への県統一基準を制定するよう要望書を提出する予定との答弁がありました。認定第7号農業集落排水事業特別会計については質疑はありませんでした。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計については質疑はありませんでした。

次に、生活衛生課関係で、認定第1号一般会計について、委員より住宅の解体工事については安全管理のしっかりした業者を選定しているのかとの質問に対しまして、鳶土工の資格を持っている業者を選定しているとの答弁がありました。

成果報告書では不法投棄処理件数は10件となっているが、数が少なくはないか。また、不法投棄に対してどのように対処しているのかとの質問に対しまして、この数はあくまでも町道、町有地等への不法投棄処理件数であり、耕作放棄地等の私有地への不法投棄の処理については、地主負担のために件数は含まれていない。不法投棄は不法投棄防止看板設置や警察に通報する等に対処しているとの答弁がありました。

市町管理海岸の漂着物の回収処理事業の補助金とはどのようなものか。また、海岸に漂着するカキパイプについて最近、燃料費も高騰しているが、広島業者が買いとる費用や運搬費に変更はないのかとの質問に対しまして、国から海岸のある市町において、海岸に流れ着いた漂着分の処理等に対する補助金で、本町においては自治会等が行う海岸清掃時のごみ袋の費用、不定期で収集運搬する委託料、処分費に使用している。カキパイプの運搬費用は本町予算に該当しないが、広島県西部漁業振興協議会と本町内の運搬業者との輸送契約で1袋当たり300円から350円に変更をしているとの答弁がありました。海岸に漂着するごみを勝手に焼却処分することはできないのかとの質問に対して、海岸管理者の許可があれば処分等を行えるとの答弁もありました。

続いて、つつじ墓園が137区画の残が残っているが、2区画を1区画として募集する等の検討が必要ではないのかとの質問に対しまして、町外への改葬する方も増えている状況で、つつじ墓園は立地条件も悪いため利用が伸びていない。利用増について今後も検討していくとの答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 鳥獣被害対策についてです、ちょっと委員長のほうに質問しておきたいというふうに思います。

御承知のように委員会審議の中でも参考にされたと思いますが、イノシシ等については対前年から大体200頭ちょっと増えちよります。実際、ほじゃが、实际的に農業被害の状況なんかについて、委員から質問が執行部のほうにあったかどうか1つあります。これについて、カラスも最近増えてきよりますし、有害鳥獣の頭数、いわゆる捕った数については成果報告に載っているんですが、その部分についての例えばもっと予算的な要求したらどうかとか、そういう具体的な質疑の中であったのかどうか。なかったらなかったでいいです。済いません。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） はい。今回、去年もそうですけども、本年度については、そういった中身の質疑はございませんでした。

○議長（久保 雅己君） 広田議長。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、審議の形態であります。

私はよく指定管理やら補助団体については、特に補助団体については決算の状況を提出を求めるとか、そういつていわゆる竜崎等のように指定管理のところについてはやっぱりきちっと決算を求めて審議を進めていったらどうかという立場を表明してきましたが、委員会での審議の中で、

例えば、具体的に委員から、例えば、審議に当たっては、そういう決算資料等、提出を求めるといふような意見はなかったですか。その点を聞きたいというふうに思います。

町長、何か言いたそうな。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） 決算関係につきましては、単独でできるところはいいですけれども、トータルで決算書を作らないってところは非常に難しいかなと考えてはおりますけれども、今回についてはそこまで提出しなさいっていうのはありませんでした。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか、平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。

先日の本会議でお願いして、特別会計の修繕費、今日いただいたんですが、そのうちの公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、各特別会計の中で、この維持管理経費、修繕費のこういった中身の質問があったかどうか。委員長、お願いします。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） はい、一応、数字をご覧になって皆さんが御理解いただいたと思いますけれども、うちの委員さんからは、全てにそういう質疑等については数字から御判断いただいたものだと思っておりますけれども、質疑はありませんでした。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時03分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告並びに質疑を終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） どうも失礼しました。議案第1号平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について、賛成の立場から討論したいというふうに思います。

御承知のように、古い議員さんは知っちゃってのように、合併前はその他医業収益、これで黒字の状態です。かろうじて黒字の状態でした。これは、基本的には、各町出資金、いう名前で出されておりました。これが過去の経緯で、基金のもとになる、いわゆるこの点についても、実際的には、これが大きく役立ってきたという経緯があります。

ほいで、なぜ賛成討論をするかという、今までで初めて累積債務が出るという今回の処分に

なっております。いいますのが、9億4,320万8,922円、建設改良基金を繰越金9億9,178万3,000円、そのうちの、9億4,320万8,922円ですから、5,000万円前後の、実は、債務をいわゆる発生するということになっております。

一般質問の答弁の中で、執行部からです、公営企業局から、かなりの県内の処分ができない状況を報告されました。いいますのが、実際的には累積債務として残している病院、公立病院ですね、これが10を超えるという状況が明らかになりました。

そういう中で、私は本来なら、いわゆる欠損金として累積を出さんでもええという立場を表明してきました。それは、建設改良なり減債なり、これが充てれるんだから、その年度、年度に処理したらいいんじゃないかということ言うてきました。しかし、実際的にはこういう処理方式をとりました。この処理方式をやっぱり少なくするためには、やっぱり町がかなりの英断を持って処理に取り組んでいかなければならないんじゃないかという点を、実は明らかにしたい、そのためだけに賛成したという状況であります。

それは、今の医療費の状況を巡る、公立病院です。公立病院の状況をぜひ真剣に考える必要があるからです。実は、国の政策によって、かなり町立病院、こういう公立病院、企業局も含めてですが、かなり実は厳しい状況がある。これは、委員長報告の中でもありましたが、長期に入院していただくと単価が下がったりする。大島なんかは特にですね。なぜかという、私は社会的入院も必要な状況がある。それは、特別養護老人ホーム待機者数を見ても、かなりそういう点もある。だから、私は公立病院として、患者を追い出すようなことはしないように、仮に単価が下がったとしても、追い出すことはだめですよということを対峙してきました。ぜひ、この立場、今の国の医療制度の弱点、そしてまた、必要な3病院、2つの老健、そして看護学校、必要な、町民にとっての施策でありますよ、建物でありますよという御理解をぜひ得たい、その立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第1号平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について、委員長報告は可決するものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第4号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(久保 雅己君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保 雅己君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(久保 雅己君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保 雅己君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(久保 雅己君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保 雅己君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。認定第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(久保 雅己君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第8号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第13号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告は可決するものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 基本的には、13、14、15号、これは、一本で取り扱う中身であります。で、私が賛成するのは、いろいろ議論してみて、当然質疑をしました。そして、町長の答弁を得ました。そういう中で、是非とも重要な答弁として位置づけてほしい、そのことを明らかにしたいというふうに思います。

一つは、児童福祉法の総則、これも質疑の中で明らかにしました。そしてまた、条例の中、これは、条例は3条だったかな。実は、町長の、いわゆる仕事、責務のほうがあるはずです。そして4条等については、いわゆる施設等の、いわゆる役割、これがあるというふうに私は考えておりました。これは、13条の中であらわれてきます。

そして、14条そのものは実際的にはこれから先、町長等がそれを基軸にしてしっかりと運営していく、特に答弁の中で明らかにあったのは、今以上、例えば、負担調整率とありますが、今以上に落とさんのだということが答弁にありました。ですから、こうした答弁を軸に、私は賛成したいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第14号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告は可決するものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第15号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告は可決するものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 報告第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第16、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第1号専決処分の報告について御説明をいたします。

議案つづりの1ページ、2ページをお願いいたします。

平成26年7月29日に、町道源明油良線において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、9月5日に専決処分により処理をさせていただきましたので、議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字西安下庄地内の町道源明油良線において、道路に隣接するミカン園地へ車両を横づけするため、道路側溝にかかるグレーチング上を走行した際に、経年劣化によるグレーチングの変形が原因で、グレーチングがはね上がったことにより、町内在住の松岡光二氏所有の軽自動車左前輪のタイヤを破損させたものでございます。

損害賠償の額は7,074円で、全国町村会総合賠償補償保険から近日中に振り込まれる予定ですので、御報告をさせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第17. 発議第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第17、発議第1号沖縄の基地負担軽減を図るための決議についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。荒川政義議員。

○議員（5番 荒川 政義君） 発議第1号沖縄の基地負担軽減を図るための決議について、提案理由を説明いたしたいと思っております。

当議会の岩国基地問題対策特別委員会の中で、沖縄の基地負担軽減を図るための決議の案を取りまとめておりますので、それを今からちょっと御披露をいたしたいと思っております。

国は、国土を守り、国民の安心・安全な生活を確保する責務を有しており、国民はその実現のため、自衛隊の活動及び日米安全保障条約に基づく米軍の活動を理解し、等しく協力することが望ましい。しかしながら、国内の米軍基地の74%は沖縄県に位置しており、沖縄県民は過重な負担を強いられている状況にある。

日本国内の米軍基地が果たすべき役割の重要性は非常に高く、米軍基地が我が国の安全保障政策に寄与している限り、沖縄県の負担軽減を日本全体の問題として取り組んでいくことは、喫緊の課題であると考えます。よって、周防大島町議会は、住民の安心・安全を前提として、基地を抱える他の自治体と共に、沖縄の基地負担軽減に協力するものとするという決議文を作っております。

議員各位におかれましては、賛成をしていただけますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 自分に出された文書と若干変わってるんじゃないかなというふうには考えております。実際的に、今回の案を見てみると、やっぱり日米安保条約に基づく考え方、これが正面に出ているというふうに、私は考えております。

提案者のほうに質疑をするのは、今の世界の動向をどう見るかということでもあります。実際的に、軍事ブロックはずんずん崩壊してきよる、というのが一つの見方であります。具体的に言いますと、実は、アメリカ中心の軍事同盟と東南アジア条約機構は崩壊しました。

そういう中で、新たにASEANの運動、そしてまた、これは、東南アジア友好協力条約といいます——TAC、そしてASEAN地域フォーラム——ARF、東アジアサミット——EAS、東南アジア非核地帯条約、南シナ海行動宣言——DOCなどが、実は、今後の平和の運動にとって欠かせないというふうな見方になっております。私は、この点では、かなり文章が見やすくなっている時代に入ってきたかなというふうに考えております。

そういう中で、委員は、本当に安保絶対化の立場なんかどうなのかが一つ、それともう一つは、米国中心の軍事同盟が崩壊して以降、ASEANの動きを実際的にはどう評価しているのか聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 荒川議員。

○議員（5番 荒川 政義君） 国の、国防については、自らの国防については、国自ら守るのが大原則であろうというふうに思っておりますが、現在の現状を考えますと、やはり日米安保条約というのが、大きなウエートを占めているということは、これは現実的に事実でございま

すので、今の段階では、そういうふうな条約を中心にしながら、日本の国防を考えていかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 自らの国が自らで守る、これはある意味、正しい言葉だというふうに考えております。ほいじゃあ、具体的にどう守るのか。これは、軍事に伴う条約ではなしに、やっぱり平和条約で守ろうというのが、私たちの考え方であります。

私は、歴史においても何においてもですが、発展的物の見方を考えていくことが非常に大事であるという立場をとっております。具体的に言います。先程読み上げた、東南アジア条約機構が解体して、ASEANの運動は具体的にどういう中身を内包しているかといえば、軍事ブロックのように、外部に仮想敵国を設けず、地域の全ての国を迎え入れるとともに、アジアと世界に開かれた平和の地域共同体をつくっていくんだ、これが一つの大きな柱であります。

そして2つ目、軍事的手段、軍事的抑止力をもっぱら依存した安全保障という考え方から脱却し、対話と信頼行政、紛争の平和的解決など、平和的アプローチで安全保障を追求する平和的安全保障というべき新しい考え方、そして3つ目、政治社会体制の違い、経済的な発展段階の違い、文明の違いを互いに尊重し合い、多様性のもとで協同の発展を図るという考え方を貫いている。これが、ASEANの基本的な条項です。

私は、こういうことこそ、今非常に大事であると、そして、このASEANの考え方が、ASEANの方向性、これが実は1976年に締結されて以後、ユーラシア大陸のほぼ全域と、アメリカ大陸におよぶまで57カ国に広がり、世界人口の72%が参加する巨大な流れに成長している、これが、私は今後の日本、アジア、そして世界の方向性に合致する。決して、安保条約が、安保条約そのものが日本を守るんだということにはつながっていかない、というふうに考える、それが一つ。

それと、もう一つは沖縄の負担軽減です。私は、残念なことに、沖縄の負担軽減をいうのなら、いわゆる永続的基地になろうとする辺野古の海に対する、いわゆる中止、これこそ、私は大事な方向性ではないかという考え方をしております。

結局、昨日、一昨日ですか、官房長官が辺野古に海から、見に行ったそうです。で、実際的には、どういう選択を、選択の方向はもう強引に進めるという方向が出されております。県知事選挙でも大きな争点になるだろうというふうに思います。

こうした新たな基地を沖縄につくって、そして実際的には基地の恒久化にするような方向、こ

これは、決して沖縄の基地の負担軽減とは、私は相入れない、そういう考え方を持っております。

ですから、議会としては、ぜひとも辺野古に対する基地の拡大強化のための施設はやめなさいと、それこそ、私は、方向性としては正しいんじゃないかということを明らかにして、反対討論としたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 国内の米軍基地74%が沖縄県に位置しているというのは、大変重要な問題であると思います。また、その小学校等の上を毎日戦闘機が飛び交うという問題は、一刻も早く解決しなければならない問題と考えます。よって、沖縄の基地負担軽減を図るための決議書には、賛成したいと思います。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより挙手による採決を行います。発議第1号沖縄の基地負担軽減を図るための決議について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保 雅己君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

日程第18. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（久保 雅己君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

請願第6号につきまして、議会運営委員長より審査中の請願第6号につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認め、よって、議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成26年度第3回定例会を閉会します。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

○議長（久保 雅己君） お疲れさまでした。

午後1時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 今元 直寛

署名議員 尾元 武